

# 異常な物価高から 暮らしと営業守れ

物価高の原因は、新型コロナやウクライナ侵略だけではなく、「アベノミクス」で始めた「異次元の金融緩和」を続けていることが、異常円安をもたらした物価高騰に拍車をかけています。

高熱費など電気・ガス料金は2割以上値上げ、生鮮魚介・生鮮果物・食料品なども値上げが相次ぎ、年内の値上げは2万品目を超えると言われています。

こうした事態から区民生活を守るために、区政の役割が問われた定例会でした。ところが青木区長が提出した補正予算は、学校給食の一部負担軽減と国の子育て世帯生活支援特別給付金に1万円の上乗せだけです。

この2つとも後で国の財源で措置されます。保健所の体制強化としては、看護師の人材派遣だけでなく、保健所の強化にはなりません。



区議団は、区民の暮らし・営業を守るために、中小事業者や各種の介護施設への経営支援、生活困窮者世帯やひとり親世帯に区独自の給付金、給食費の無償化、低所得者へのエアコン設置費用など提案しましたが、区は拒否しました。

足立区は、低所得世帯への独自の給付金、北区では医療や介護施設の従事者への給付金などに踏み出しています。

区役所を移転するためには、地方自治法で特別に3分の2以上の賛成が得られなければ成立しません。

今定例会では、秋の第三回定例会で提出する予定としていた「区役所の位置条例」の提出を12月の第四回定例会に先延ばしするという方針変更の報告を行いました。

立石駅北口再開発と密接な関係になっているのが、区役所建替え計画です。この再開発計画は、完全に行き詰まってしまったものを、打開するため、再開ビルに区役所を移転し、莫大な税金投入することによって、息を吹き返した計画です。

## 区役所位置条例の先延ばしではなく抜本的な見直しを

本組合の設立後、地権者（土地所有者と借地人）の多くが、計画に賛同せざるをえなくなりましたが、その後、翻意したり保留の意思を表明している地権者がいることが明らかになりました。

は、ほど遠いのが現状です。党区議団は、「3カ月ほど位置条例の提出を遅らせても意味がない、多くの借家人が営業、生活しているのに、議会で議員にたちきを迫る議決を強要するようなことはあってはならない」と主張し、区役所移転と再開計画の見直しを求めました。

ましてや、借家人として営業や居住している方については、ほとんど説明がなく、更地にして工事にとりかかるメドは全く立っておらず、今月の末には、完了するための約200名の借家人の同意に



## 時代遅れの校則に 子どもの意見の反映を

理不尽な校則が問題になっていきます。区議団にも入学した中学の生徒指導で髪型が細かく指定され通学に苦痛を感じるという相談がありました。

代遅れの制約が残っています。今定例会では、そういった区立小中学校の校則について「子どもの権利条約」に照らして教育委員会の考え方を問いました。

則等の点検や必要な見直しに取り組みと前向きな答弁がありました。4月から各小中学校に配備された生理用品は一部遅れている学校があることを区議団がつかみ、進捗をただしましたが、区はどの学校も配備済みと答弁し、現場の実態把握がきちんとなされていないことが露呈しました。

都立高校では今年4月から髪型等の制約が、日本共産党都議団の質問から改善につながりましたが、区立中学校では男子生徒のツーブロック禁止や女子生徒の髪を留めるピンやゴムの色が限定されているなどの時

区は、児童会や生徒会の場で主体的に話し合う機会を設けるなどして子どもの意見を尊重するように学校に働きかけ、時代の変化に合わせて適切なルールとなるように絶えず見直し、校



## 無所属議員との新たな共闘広がる

第一回定例会に続き、今定例会でも、区民から提案された請願について、新たな一致点が深まりました。

「入札制度に関する請願」は、暴力団との関係がない旨の誓約書の提出を義務付けるものですが、党区議団の他、4人の無所属議員の賛同を得ました。

また、生活クラブ生協から提出された、「ゲノム編集トマト苗に関する請願」は、欧州などの国々では、安全性が確保されていないとされているゲノム編集食品の苗が提供された場合、葛飾区では子どもの安全という観点から受け取らないように求めるものでしたが、党区議団と無所属5名の賛成でした。

いずれも賛成少数で否決されましたが、今後も一致点の協力を広げていきます。



発行  
日本共産党  
葛飾区議会議員団  
03(5654)8520 (直通)  
責任者 中村しんご

# 日本共産党 葛飾区議団だより

日本共産党区議団の  
ホームページを  
ご覧ください



<http://www.jcp-katsushika.jp/>

# 私立保育園の補助金誤支給

## 一転三転、混迷する青木区政

私立保育園のパート保育士の補助金を2018年度〜2021年度までの4年間で総額5億1千万円の誤支給が明らかになりました。区は、「返還求めない」と態度が一転三転しています

今年、4月5日に各会派に算定ミスにより多く支給している可能性があるという情報提供がありました。

した。

方針は議会と議論して決める

議会には「返還求めない」

その後、保健福祉委員会では、4月12日には報告されず、6月9日には①3月下旬に算定方法の間違いに職員が気が付いた、②対象保育園と金額は精査中、③誤支給分は返還を依頼する、と報告しマスコミ各社が一斉に取り上げました。

園長会では「返還求めない」

ところが、6月17日の私立保育園の園長会で区長は、「保育士の雇用に活用した補助金については返還を求めない方向で調整、検討していきたい」と、議会への報告とは真逆の発言をし、「区長、返還求めず」とマスコミが一斉に報じま

6月23日午前中に開催された保健福祉委員会は、議会を無視した区長の態度に紛糾し、副区長は、返還を求めないというのは決定ではなく、内容を改めて精査したうえで方向性を定めると修正、陳謝を繰り返しました。

この委員会では、以前から保育園側から補助金の額についての問い合わせに対し、まともに対応していなかったことも明らかにになりました。

2時間後に「返還求めない」

当日は、午後から本会議があり、その終了後に区長は記者会見で、また保育士の人件費分の返還は求めないと表明し、午前中の委員会討論を否定しました。

区の態度が一転三転するのは、もはや行政としての体をなしていないといわなければなりません。

誤支給に対するこれまでの区の対応

就学援助の誤支給、176人、約2千万円、認証保育所の補助金は、2園、約9600万円、高額介護合算療養費等の誤支給、881件、約4600万円などがあります。全て返還依頼をしています。

間違つて多く支給した場合は、区のミスであり謝罪をし、返還をお願いするのは当然です。その際、生活や経営を脅かすことのないよう、誠意をもって対応することが必要です。

なぜ、繰り返されるのか

誤支給だけでなく、たとえば後期高齢者医療保険料の年金天引き開始・中止

の手続きがされていなかった問題や融資の利子の計算ミスなどもあります。また認証保育所2か所の補助金については、監査が指摘しているのには是正措置が取られず、都の立ち入り検査で発覚しました。



今回の保育園の補助金もあつたのに調査していません。

相次ぐこうした不祥事は、青木区政の下で、「民にできることは民に」を合言葉に、民営化や民間委託を進め、正規職員を減らし、人材派遣などで補うという民間任せの無責任な事務事業を横行させ、業務のチェック体制が弱体化していることが背景にあります。

民間に依存しなければ区役所業務が回らない区政運営の転換こそ必要ですが、区長は、こうした指摘に耳も傾けることなく反省がありません。議会への説明責任が果たされないのは、議会軽視で首長の権限で決定する仕組みづくりの乱用があることも指摘しなくてはなりません。

区議団の主張

区議団は、補助金を間違つて多く支給したのであれば謝罪をするともに返還を求めるときと考えます。その際、返還方法は保育園側と誠意をもって相談すべきです。

そのためにも実態調査をおこない、その調査にもとづく事実経過と原因、そして再発防止策を明らかにすることが必要です。

4月からの補助金は、減額され要綱に基づき支給されています。

しかし、3月まで間違っていたとは言え人件費に活用され、区長は、そのことが「保育の質の向上につながった」と発言しています。その発言が真意であるならば、人件費を増やすために補助金要綱を改正すべきです。

最大の要因は、公共サービスの提供を民間に依存するあまり、チェック体制を弱体化させてきた区長の政治姿勢にあり、区長自身の進退が問われる重大問題という自覚が求められています。



保健福祉委員会・区民サービス向上対策特別委員会



木村ひでこ

090-8640-5378 相談日 毎月第1水曜日

建設環境委員会・区民サービス向上対策特別委員会



片岡ちとせ

080-5197-7547 相談日 毎月第3金曜日

総務委員会・危機管理対策特別委員会



三小田准一

090-8040-1181 相談日 毎月第2木曜日

文教委員会・都市基盤整備対策特別委員会・議会運営委員会



中村しんご

090-8686-2671 相談日 毎月第3水曜日